

物件調書

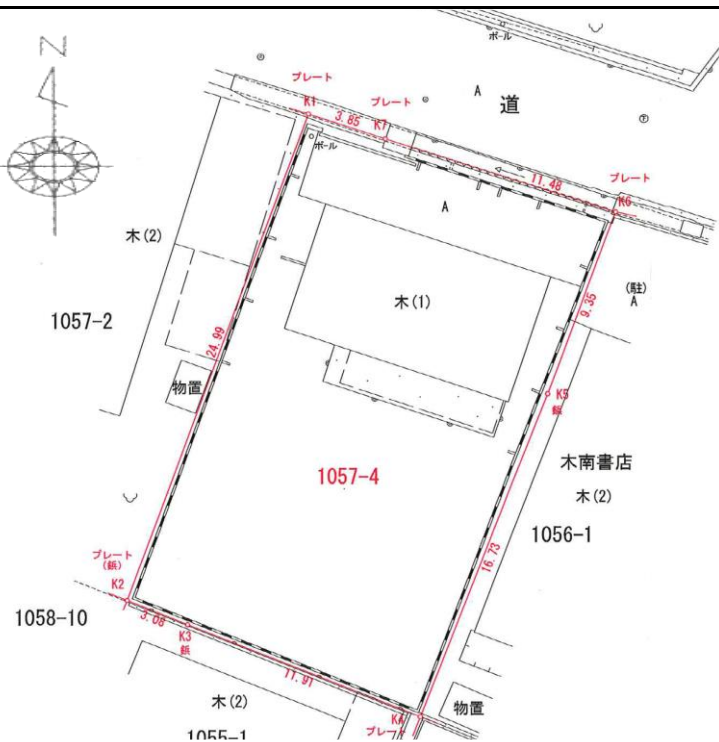
【土地】

所在地	たつの市新宮町新宮字元町1057番地4						
実測面積	388.24㎡		地目	宅地	形状	長方形	
公簿面積	388.24㎡						
最低売却価格	非公表						
接面道路の幅員及び構造	北側 市道 新宮23号線 幅員約6m 舗装有り 高低差無し ※当該道路は建築基準法42条第1項1号道路です。						
法令規制	都市計画区域	市街化区域		用途地域	第1種住居地域		
	指定建ぺい率	60%		指定容積率	200%		
	高度地区	-		防火地域	建築基準法22条区域		
	文化財保護法	「周知の埋蔵文化財包蔵地」の範囲外					
	その他の規制	浸水想定1.0～2.0m未満(たつの市防災マップ) 「たつの市開発行為指導要綱」、「兵庫県景観の形成等に関する条例」、「兵庫県緑豊かな地域環境の形成に関する条例」					
私道の負担等に関する事項	有・無	無		負担の内容	-		
(現地からの直線距離)	最寄りの交通機関	鉄道	JR 播磨新宮駅		西へ	約 510m	
		バス	神姫バス 新宮東口バス停		北へ	約 80m	
		バス	たつの市バス 新宮公民館バス停		北へ	約 60m	
(現地からの直線距離)	公共施設	たつの市役所(本庁)			南へ	約 6.9km	
		たつの市新宮総合支所			北西へ	約 840m	
		新宮小学校			北西へ	約 720m	
		新宮中学校			北西へ	約 1.4km	
供給施設の整備状況	電気	有	上水道	有	下水道	有	ガス プロパンガス
	有……敷地内に管等が引き込まれている場合 可……前面道路まで、もしくはその地域に引き込まれている場合 無……その地域で供給されていない場合						
	既存の埋設管等の補修や新たに敷地内への引き込みを要する場合、兵庫県では補修や引き込み工事等の実施、これらに必要な費用の負担、供給処理施設への負担金の支出等は一切行いませんので、建築関係機関及び供給処理施設の管理者等にお問い合わせのうえ、各自で対応してください。						
参 考 事 項	1 都市計画、開発許可、建築確認、景観等に関しては、たつの市 都市計画課 (TEL:0791-64-3163)、同市 町並み対策課 (TEL:0791-64-3165) 及び兵庫県姫路土木事務所まちづくり建築第2課 (TEL:079-281-9061) までお問い合わせください。						
	2 上下水道に関しては、たつの市上水道課 (TEL0791-64-3173) に、下水道に関しては、たつの市下水道管理課 (TEL 0791-64-3168) にお問い合わせ下さい。						
	3 当該土地買受者(新たな受益者)に対して、たつの市より「下水道事業受益者負担金」(以下「受益者負担金」)が賦課されます。当該土地は、県教職員住宅(公共施設)敷地として使用されていたため、公共減免(△25%)で「受益者負担金」を県からたつの市へ納付していました。民間売却に伴い、公共減免(△25%)の取り消しにより、たつの市下水道管理課が当該土地の「受益者負担金」の計算を行い、土地買受者(新たな受益者)に対して、68,000円の負担金が賦課される予定です。なお、この負担金額は更地価格より控除しています。						
	※ 当該土地買受者には、売買契約の締結時にたつの市に対し「下水道事業受益者変更届」を買受者と県の両者連名で提出します。(「たつの市下水道事業受益者負担金徴収条例施行規則」第15条第1項による) その後、たつの市より買受者に対し「受益者負担金」の賦課決定通知、及び「受益者負担金」の請求があります。 上記の受益者負担金額は令和6年10月現在の金額であり、変更の可能性があります。						
	4 地盤調査、埋設物調査及び土壌汚染調査は実施しておりません。また、今後も県では地盤調査、埋設物調査及び土壌汚染調査を実施しない他、同調査(費用も含む)の請求も応じられません。仮に地中埋設物等が発見され、土地利用に支障が生じた場合であっても、県では埋設物等の撤去、撤去費用の請求及び損害賠償請求等には応じられません。現状有姿での売却であり、県は、土地等その他一切の契約不適合責任を負いません。物件の状況や法令上の規制等については、必ず入札参加者ご自身において、調査確認を行って下さい。						
	5 当該敷地及び建物内の残置物は、全て現況のまま引き渡します。県はこれらの点検、修繕、取り壊し、移設、撤去、関係者との交渉・調整、費用負担等は行いません。						
6 最低売却価格は、土地の更地価格から建物及び工作物等の解体撤去費相当額、及び3で記載の下水道事業受益者負担金相当額を控除した価格としています。							

案内図



明細図



物件番号 11

物件調書

【建物】登記あり

所 在	たつの市新宮町新宮字元町1057番地4	
家 屋 番 号	1057番4	
種 類	居宅	
構 造	コンクリートブロック造 亜鉛メッキ鋼板葺平家建	
床面積（延面積）	67.95㎡	
建 築 時 期	昭和46年7月31日新築	
閉 鎖 時 期	令和4年3月30日	
参 考 事 項	1 建物及び付帯設備等は、老朽化に伴う損傷等により現状のままでは使用できないものと考えています。このため、建物内の各供給施設（電気、上下水道、ガス）の配管の使用可否については、未調査により不明です。建物及び付帯設備等を使用する場合において、必要となる修繕や整備、安全性の確保については、落札者の負担と責任において行ってください。	
	2 現状有姿での売却であり、県は、建物及び付帯設備等に関する欠陥についての責任は一切負いません。	
	3 建物内や敷地内に残置物がありますが、落札者において処分してください。□	
	4 外壁等のアスベスト調査は、現在調査中です。調査結果の概要は、兵庫県ホームページ「県有地の売却について」にて令和6年12月24日頃に掲示します。引き渡しは現状有姿で行いますので、アスベストが存在し解体等される場合は、買主の費用負担において、諸法規等を遵守し解体または改築等を行ってください。	
	5 耐震調査の実施不明のため、 検査調査調書はありません。	

(全景1)



(便所、洗面台)



(風呂)



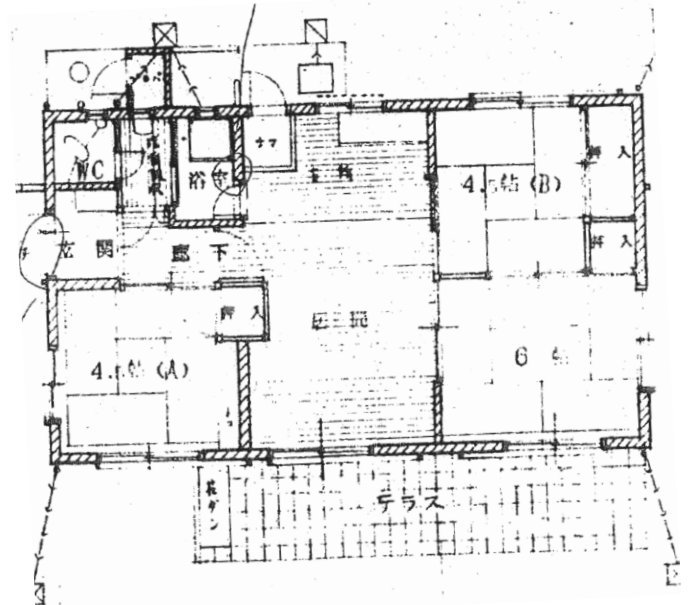
(全景2)



(居室)



(間取り図)



(台所)

